

(続紙 1)

京都大学	博士（経済学）	氏名	丹羽 寿美子
論文題目	Essays on Intellectual Property Rights Protection and Economic Growth（知的財産権保護と経済成長に関する研究）		
（論文内容の要旨） 通常、特許には、R&Dの成果を開発者が独占的に所有・使用する権利を保証することを通じて、R&D投資を促進する役割が期待される。しかしながら、特許には、独占に伴う非効率性や、その所有者が独占利潤維持のために防衛目的で特許権を利用し、続くイノベーションを阻害するといった問題が指摘されている。本研究では、この特許権の持つ防衛的な側面に着目して、特許権保護の強化がイノベーションや経済成長、社会厚生に及ぼす影響について分析を行う。 第2章では、垂直方向のR&Dにおける防衛特許を分析したChu et al. (2012)の内生成長モデルに、水平方向の防衛特許を導入し、異なる産業間における特許政策の効果を分析する。本章では、特許権の防衛の程度を産業内および産業間のライセンス料の大きさに反映させている。分析の結果、垂直方向での特許強化はイノベーションを水平方向には促進するが、垂直方向には減速させるという効果をもち、水平方向での特許強化はイノベーションを垂直方向には促進するが水平方向には減速させるという効果を持つことが明らかにされる。さらに、二つのタイプの特許権を組み合わせることによって、社会的に望ましい資源配分を達成できるという結果も示される。この結論は、各R&D部門での特許権の防衛的な側面をコントロールすることによって、経済成長だけでなく、社会厚生までも改善させることができる可能性を示している。 第3章では、Furukawa (2013)で用いられた企業の参入・退出および生き残り活動を含むモデルにおいて、特許権保護の強化が経済成長率に及ぼす影響について分析を行う。このモデルも第2章と同様に、防衛の強さを参入企業と既存企業のライセンス料の受け渡しに反映させている。分析の結果、比較的緩やかな条件の下で、特許権保護の強化がイノベーションを促進することが示される。これは特許権保護が強化されたとき、既存企業が投資を拡大することによって生存確率が上昇し、その成長促進効果が、参入企業のイノベーションを阻害する効果を、上回るためである。 第4章では、特許権保護を保護範囲の広さで測り、Furukawa (2013)モデルにおける、特許権の保護とR&Dへの補助金政策の相互関係について再検討を行う。その結果、特許権の保護が弱い場合、独占利潤が低いR&D部門では生き残り活動のための投資が過少となり、補助金の増加は成長率を低下させることが示される。この結果は、知的財産権保護に関わる法の整備が不十分である場合には、R&D投資への補助金政策がイノベーションや成長率を促進しない可能性があることを示している。			

(論文審査の結果の要旨)

本論文では、近年、学術分野のみならず政策的にも重要性を増してきている、経済成長を促進する上での知的財産権保護の役割に関する研究に取り組んでいる。なかでも、特許の持つ防衛的な側面に着目し、新規参入企業から既存企業への利潤の一部の受け渡し(profit-division rule)を明示的に考慮することにより、知的財産権保護の強化が経済成長率や経済厚生に及ぼす影響を非常に明快な形で示すことに成功しており、優れた学術的意義を有する研究であると高く評価することができる。実際、本論文中の第2章は、国際的学術誌*Economic Modelling*に既に掲載されており、このことから本論文の研究水準の高さは明らかであろう。

しかしながら、本論文にはいくつかの改善すべき点も残されている。第一に、本論文での分析はいずれも抽象的な、純粹に理論的なものであるため、現実経済との対応について十分に議論する必要がある。たとえば、本論文で導かれている命題は、厳密な形で数学的に記述されているが、その経済学的解釈について、より直感的に理解しやすい形での説明が与えられれば一層本論文の貢献は高まったであろう。また、命題が成立するための条件の現実的妥当性についてもより詳細な議論がなされるべきであろう。さらに、モデルの設定も、先行研究に従っていることは理解できるものの、現実の制度を踏まえた形で定式化されることが望ましい。

第二に、本論文では、先行研究に従い、新規参入企業の利潤の内、既存企業へ配分される比率を外生的に変化させることによって知的財産権保護強化の効果を分析している。しかしながら、現実的にはこの比率は企業間の交渉によって決まる内生変数であると見なすべきである。したがって、その分配率の決定過程の分析を行うことは今後の重要な課題であろう。そして、このような分析を行うことにより、現在、活発に議論されている標準必須特許等の重要な現実的課題に関して、より深い水準での独創的な貢献が期待できよう。

第三に、丹羽氏は、研究開発投資を導入した内生成長モデルを用いて知的財産権保護の効果を分析した一連の研究の中にのみ、本論文の貢献を位置づけている。しかしながら、知的財産権保護や特許制度のあり方についてはより広い視点から活発な研究が行われている。知的財産権保護のあり方という研究課題の現実的重要性に鑑みると、このようなより広い文脈の中で本論文の貢献を位置づけることができていたならば、本論文の価値はさらに高まったであろう。

しかしながら、これらの点は、むしろ丹羽氏が今後の研究において発展させていくべきものであり、本論文の極めて独創的な貢献を何ら損なうものではない。よって本論文は、博士(経済学)の学位論文として価値あるものと認める。尚、平成30年1月25日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。